



2025 年 11 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社イクヨ

代表者名 代表取締役社長 孫 峰

(コード：7273 東証スタンダード)

問合せ先 取締役 管理統括本部 飯野 英明

(TEL：046-285-1800)

第三者割当による自己株式の処分（1 円譲渡）に関するお知らせ

当社は、2025 年 11 月 26 日開催の取締役会において、下記のとおり、当社従業員に対する自己株式の処分について、2026 年 1 月 28 日開催予定の臨時株主総会に議案として上程することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本制度の目的

当社は、中長期的な企業価値向上を目的として、従業員が株主としての視点を持ち、経営への参画意識を高めることにより、業績向上および企業価値向上に対する貢献意欲を強化します。

さらに、従業員のエンゲージメント向上と長期的な定着を促進し、優秀な人材の確保・育成を図ることで、持続的な成長基盤を構築することを目的としています。

加えて、本制度を通じて、従業員が企業の中長期的な戦略や目標を共有し、経営方針に対する理解を深めることで、組織全体の一体感を醸成します。これにより、イノベーションの創出や業務改善への積極的な取り組みを促し、企業競争力の強化を実現します。

また、株式保有によるインセンティブは、従業員のモチベーションを高めるだけでなく、企業と従業員の利益を一致させ、持続可能な企業経営を支える重要な仕組みとなります。

なお、本処分は、従業員に対するインセンティブ付与を目的として、時価に比して低廉な価格で株式を譲渡するものであり、会社法第 199 条第 3 項に定める有利発行に該当します。

当社は、従業員の企業価値向上への貢献意欲を高め、長期的な成長を実現するために、本制度を導入するものであり、その合理性は、①従業員のモチベーション向上による業績改善効果、②優秀な人材の確保・定着、③企業と従業員の利益の一致による持続的な企業価値向上、に基づいています。これらの目的を達成することが、株主共同の利益に資するものであると当社は判断しております。

2. 処分する自己株式の概要

(1) 処 分 期 日	2026 年 1 月 28 日（予定）
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	普通株式 20,000 株（予定） 1 名あたり 100 株を想定
(3) 処 分 価 額	1 株につき 1 円
(4) 処分価額の総額	20,000 円
(5) 処 分 予 定 先	当社の執行役員 8 名 800 株 当社の使用人 160 名 16,000 株 合計対象者 ※168 名 16,800 株

※2025 年 10 月末時点の従業員数を記載、また希望者のみとなるため対象者数が減少する場合がございます。

3. 今後のスケジュール

(1) 臨時株主総会開催日	2026 年 1 月 28 日 (予定)
(2) 株式付与日 (効力発生日)	2026 年 2 月末日 (予定)

4. 業績に与える影響

資本取引となるため基本的には、損益計算書に与える影響は軽微と考えられますが税務リスクについて、弁護士、税理士と相談しながら慎重に進めてまいります。

以 上